

令和7年度地方税制改正に伴う出雲市税条例等の一部改正について

「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」が令和7年2月4日閣議決定され、3月末に可決成立し4月1日から施行される見込みです。また、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）」及び半島振興法に基づく税制についても3月末までに改正され、4月1日から施行される見込みです。

これらの法令改正に伴い、市税条例等においても一部改正し4月1日の施行が必要となるため地方自治法第179条第1項の規定に基づき「専決処分」を行いたいと考えています。主な改正点については、下記のとおりです。

記

1. 市税条例及び都市計画税条例の一部改正

(1) 軽自動車税関係

軽自動車税種別割（二輪車の車両区分）の見直し

原動機付き自転車のうち、二輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下のものにかかる軽自動車税種別割を新設し、税率を2,000円とする。

（※ 現在の50ccの一般原付の製造終了による）

(2) 固定資産税関係

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する減額措置の延長等

区分所有者からの申告書の提出がなくても、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、適用要件に該当すると認められる場合は、減額措置の適用を受けることができる規定を新設（地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例））

(3) その他

市税条例及び都市計画税条例において引用する条項等について、所要の改正を行う。

2. 地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部改正

(1) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律関係

- ・適用期限の3年延長（令和10年3月31日まで）

(2) 半島振興法関係

- ・適用期限の2年延長（令和9年3月31日まで）
- ・対象事業から、コールセンター及び市場等に関する調査の業務並びにその業務により得られた情報の整理等の業務に係る事業を除外する。